

代表請求者 宮崎 誠一

被請求者 嬉野市長村上大祐

準備書面（２）差し替え

平成31年1月31日

嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

〒849-1426

佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328番地2

杵藤法律事務所（送達場所）

代表請求者手続代理人 藤 藪 貴 治

TEL 0954（68）0745

FAX 0954（68）0876

本件においては、嬉野市長村上大祐氏の平成30年7月9日の行為のみに着目

しても、真相を明らかにすることはできません。村上氏を会食に誘った建設・新

幹線課市職員 A 氏が何を意図していたのかを検討することが重要です。

確かに市職員 A 氏は公務員ですので、政治倫理審査会で直接「倫理規程違反」などを判断する対象ではありません。しかし、市長がどうしてこの会食に呼ばれたのか、嬉野市役所が業者とどのような関係にあったのかを吟味せずに、政治倫理上の問題を論ずることはできません。

会食には新幹線駅周辺開発に絡むまちづくり会社「嬉野創生機構」代表の嬉野創生機構代表氏も参加しており、同級生で茶師アニメ発案者の会食参加者氏が、「嬉野創生機構代表君の会社を使って」企画を進めようとしていたことも既に明らかになっています。

同社は平成29年度に計4件、1328万4000円の業務委託を受注、平成

30年度も6月補正予算において730万円の業務が内定していました。市職員Aは法的根拠なく嬉野創生機構と単一の随意契約を結びました。委託業務は市職員Aが企画し、嬉野創生機構の書類も市職員A氏が作成するという「自作自演」の公金浪費が繰り返されていました。

また、市職員Aが嬉野創生機構代表と市内を飲み歩き、もっぱら嬉野創生機構代表が飲食代を会社経費で支払っていたことも分かっています。市職員A氏が役職を務めていた嬉野市役所建設・新幹線課部署名は、無法の独立王国でした。コンプライアンスや公務員倫理と無縁であったことはシャンパンを片手に気泡風呂に入る市職員A氏の姿からも明らかです。

7月9日の会食は、写真がフェイスブックに流出して問題が露見しなければ、新たな公金不正支出の発端になり得たということを理解していただくため、関係図を提出します。村上市長は、市職員A氏にとっては業者とよしみを結ぶための「駒」にすぎなかったのです。

記

- ・ 証拠名／嬉野創生機構と嬉野市建設・新幹線課まちづくり推進室の関係図
- ・ 作成者／弁護士 藤藪貴治
- ・ 立証趣旨／平成30年7月9日に東京ベイコート倶楽部における酒宴が、市職員Aや嬉野創生機構代表を軸とする癒着関係に関連する可能性があったことを示す

以上